

京都市立凌風小中学校（後期課程） 部活動運営方針

1 部活動のねらい

学園生が自分の興味や関心に応じて自主的、自発的に活動する中で、個性を伸ばし、専門的な技術・競技力・知識を習得し、集団としての協調性、または規律・礼節を重んじる態度を養うとともに、心豊かな成長を目指し、責任ある個人としてふさわしい資質を育てることをねらいとする。

2 位置づけ

部活動は学校教育活動の一環として行い、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとする。

3 顧問・入退部について

顧問については準備委員会のもと、年度当初の会議にて学園長より委嘱される。

入部については、保護者、担任、顧問の了解の上、所定の用紙で行う。

退部については原則として認めないが、身体的・家庭の都合などの理由でやむを得ず退部する場合は、保護者、担任、顧問の許可を得た後、所定の用紙で手続を行う。

4 部員

入部は自由意志により、一人1部活動とし、3年間続けることを原則とする。

5 運営規定

(1) 活動期間

4月1日から翌年3月31日とする。

(2) 活動時間

平日2時間程度、学校の休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間 等）は3時間程度を原則とする。

(3) 完全下校

規定に従って下記のとおりとする。ただし、長期休業期間中は、下記に関わらず8時30分から活動可とし、完全下校は17時00分とする。

通年（4月～3月）16時50分まで活動可

17時00分完全下校

(4) 休養日

ア 平日に1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上休養日を設ける。休養日の曜日については、各部の規定により定める。

イ 大会等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(5) 活動休止

下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により、活動を休止する場合がある。

① 定期試験の1週間前から試験終了までの期間。

② 8月中旬及び年末年始の学校閉鎖期間。

(6) 活動計画

各部活動ごとに年間及び各月ごとの活動計画を作成し、顧問から保護者に配布する。

(7) 部費等

部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、1ヶ月500円までを上限とし、あらかじめ保護者に説明するとともに、年度ごとに保護者に対して会計報告を行う。